**「大阪魅力発信事業」仕様書**

**1　委託事業名**

大阪魅力発信事業

**2　事業目的**

新型コロナウイルス感染症のまん延以降、大阪府では「外国人旅行者（インバウンド）」が大幅に減少し、観光関連産業を中心に大阪経済は深刻な影響を受けており、インバウンド需要の回復が重要な政策課題となっている。

このため、大阪府としては、入国制限の緩和など政府の取組みを見据えながら、2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）を大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会と捉え、そのインパクトも活かして、インバウンドの誘客促進と旅行消費の拡大に向けた取組みの強化を図ることとしている。

「大阪魅力発信事業」は、こうした取組方針のもと大阪の魅力ある観光資源（食・歴史・自然・文化・芸術・スポーツ・エンターテイメント・ビジネス等）や強みをコンテンツとした海外向けプロモーション動画の制作・発信等を行うことを内容とし、これら海外への効果的なアプローチによりインバウンドの誘客促進と大阪・関西万博の機運醸成を図ることを目的とする。

**３　契約期間**

　　契約締結日から令和５年３月３１日（金）まで

**４　委託上限額**

　　１５５，０００，０００円（税込み）

**５　委託業務内容**

1. 動画制作

大阪の魅力や強みをメインコンテンツとし、大阪・関西万博の機運醸成の観点を勘案のうえ、海外の人々に強く印象づけ、来阪意欲を喚起する高い訴求力を有するものであり、独創的で斬新な動画制作を行うこと【制作期間は２～３か月程度を想定】

1. 海外への発信

上記(1)により制作した動画を活用し、海外の人々に対してプロモーション効果の高い媒体・手法等を用いて発信を行うこと。【令和5年1月からの海外発信を想定】

1. ニーズ分析調査

上記(2)の発信後、プロモーション効果を分析すること。大阪・関西万博の開催に向けて、大阪への観光等誘客促進に係る施策へ活用できるよう、来阪意欲の高い層が求める動画のニーズ把握等の調査を実施すること。【発信開始後、令和5年3月上旬までの実績（概ね２か月程度）を基に分析調査を行うこと】

**６　委託業務内容の補足及び提案を求める内容**

|  |
| --- |
| **１　企画の総合調整及び管理**  **(１)動画制作について**  以下の事項に留意し、海外の人々が大阪の観光魅力や大阪・関西万博に興味・関心を  持ち、「大阪をぜひ訪れたい」「もう一度訪れたい」と思うような、来阪意欲を喚起する高い訴求力を有するものであり、独創的で斬新な動画を制作すること。  〇事業目的を踏まえた企画内容とすること。  〇海外の人々が感覚的に見入る、没入できる（イマーシヴ）ことが期待される動画を  制作すること。  〇動画に盛り込むコンテンツについては、発信先の海外の人々のニーズやターゲット  等に沿って効果的に選択すること（食・歴史・自然、文化・芸術・スポーツ、エンタ  ーテイメント、ビジネス、その他大阪の魅力・強み等）。  また、制作動画のすべてにおいて、「大阪・関西万博」の機運醸成に寄与する内容を  盛り込むこと。  ○動画制作にあたり、受託者は予め大阪府と協議・調整のうえ、実施すること。  　　○発信する媒体・手法・特性等を踏まえ、海外の人々に効果的にアプローチできる内  容・長さ（尺）の動画を、本数も含めて提案すること。なお、同様テーマにて、異な  る尺の動画を制作することを妨げない。  〇動画制作にあたっては、動画内容の性質等に応じて、超高精細撮影機材・遠隔操縦  （ドローン）・ヘリコプター等の使用、クリエイター、出演者の起用、音響特殊効果、  CGの活用など、創意工夫を凝らしたものとすること。  〇動画に映る人、商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理を施すこと。  　〇８K映像などTVやPC、大型ビジョン等のデバイス上で再生した場合に鮮明に  閲覧できる画質の映像とすること。  　〇字幕やナレーション等を施す場合の言語は、少なくとも英語を用いること。なお、  発信する媒体や動画の長さ、発信国（又は地域）を踏まえ、多言語とすることや、視覚的に訴求可能で広報として効果的な場合は、ノンバーバルとすることは差支えない。  　〇国内外におけるイベント等でも使用するため、表示ディスプレイに応じた編集やエ  ンコードを行うことができる状態にしておくこと。  〇文化財を撮影する場合は、文化財保護法等の関係法令を遵守するとともに、文化財  が所在する自治体（府・市町村）、所有者を含む関係者と予め協議・調整を行うこと。  〇新規撮影を原則とするが、実施時期や実施期間により撮影困難なシーンを活用する必要  がある場合は、大阪府と協議のうえ、既存の動画データ等を取得することを認めること  とする。なお、必要となる著作権等の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。  〇制作する動画については、本事業終了後も活用する（二次利用可能）ことを前提と  し、今後の大阪への観光等誘客促進に活用できる内容・仕様とすること。また、動画編集について、大阪府の指示に従うこと。  ○動画制作後は、大阪府が保有又は指定するランディングページ（LP）と連携する  こととし、LPサイトを通じた動画配信時期、宣伝・広報等について、予め、そのLP  サイト運営者と調整を図ること。  **〔提案内容〕**  ◎制作本数を提示のうえで、制作する動画ごとに、以下の内容を記載した「事業計画書」を提出すること  ・動画のテーマ（基本コンセプト）  ・動画の提案理由  ・動画の内容・デザイン（全体構成イメージ）  　　⇒動画の長さ（尺）  　　⇒内容については、来阪意欲を喚起する訴求力の高く、独創性を有する、斬新なものとすること（ストーリー構成、アピールポイントを具体的に記載）  　◎制作に係る経費（見積額）を示すこと（合計金額及び費目ごとの内訳を含む）  **(２)海外への発信**  制作した動画を海外に向けて発信するにあたっては、より多くの海外の人々の  来阪意欲を喚起する手法等にて、「大阪の魅力発信」、「大阪・関西万博の機運醸成」に繋  がるよう、効果的・計画的な発信を行うこととし、以下の項目に留意すること。  〇動画発信を行う国（又は地域）は「欧米豪」及び「アジア」を基本とする。  なお、その他の国（又は地域）への発信を妨げない。  〇SNSへ発信する場合、その種類と想定される視聴回数・単価を示すこと。  ○本事業で制作した動画を翌年度以降も、海外等への発信を可能とすること（二次利  用可能）。なお、出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないよう  にすること。  ○動画発信にあたり、受託者は予め大阪府と協議・調整のうえ、実施すること。  **〔提案内容〕**  ◎動画ごとに、以下の内容を記載した「事業計画書」を提出すること  ・動画発信を行う国（又は地域）/理由  ・動画を発信する媒体の種類/理由  （テレビ、コマーシャル、SNS、ランドマーク等における大型ビジョン等）  ・セグメント配信の有無（有の場合は理由も記載）  ・発信スケジュール（頻度、期間等）  ・発信の効果  　⇒定性的・定量的効果を提示すること  ・動画1本あたりの金額の内訳（制作費用と発信費用）  ◎発信に係る経費（見積額）を示すこと（合計金額及び費目ごとの内訳を含む）  **(３)ニーズ分析調査**  動画発信後、動画発信を実施した国における動画ニーズ等の分析調査を行うにあたっ  ては、大阪・関西万博に向けて、開催までの間、大阪の価値や魅力を継続して、一人でも多くの海外の人々へ広く発信する事が重要であるため、上記（2）の事業計画書を踏まえた提案とし、以下の項目に留意すること。  〇今後の大阪への観光等誘客促進施策に活用できるよう、動画発信後の実績（効果）  検証を踏まえ、発信を行う国ごとに「来阪意欲の高い層」「好まれる動画内容」「最も効果的な発信媒体/手法」を明らかにするための分析調査を行うこと。なお、上記３つの項目以外の提案を妨げない。  ○本事業の実績（効果）については、今後のマーケティングに活用できるよう、データベース化すること。  ○ニーズ分析調査の実施にあたり、受託者は令和4年12月までに大阪府と協議・調  整を終えて実施すること。  **〔提案内容〕**  ◎動画発信を行う国（又は地域）ごとに、調査分析の進め方、手法、内容を記載した「事業計画書」を提出すること。  ◎調査分析に係る経費（見積額）を示すこと（合計金額及び費目ごとの内訳を含む）  **(４)事業の実施体制等の策定**  上記(１)から(３)について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう計画を  立てて進行管理を行うこと。  ○事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。  　　○提案内容を遂行する実施体制人員において、過去に本事業（独創性を有する動画制  作、海外への発信等）と類似する事業実績があれば、その履行実績を示すこと。  ○契約期間全体を通して、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分  な体制が継続的に維持すること。  **〔提案内容〕**  ・事業実施体制及び人員  ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似事業の実績、独自の海外ネットワーク等）  ・契約期間内の全体スケジュール（(１)から(３)の業務ごとに記載）      **２　委託事業の実施上の留意点**  **ア　委託における留意事項について**  ○受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。  ○受託者は大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。  ○受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。  ○受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。  ○受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理、事業年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。  ○再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。  ア 業務の主要な部分を再委託すること。  イ 契約金額の相当部分を再委託すること。  ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。  エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。  ○事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府の指示のもと受託者が行うこと。  ○成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。  〇新型コロナウイルスの感染症拡大等の社会情勢を踏まえて動画を配信する必要があるため、予算の範囲内でプログラムの追加、変更等を求めることがある。その際は提案内容をベースに大阪府と協議・調整のうえ、決定を行うこと。  ○動画制作にかかる関係者との打合せ・取材・撮影・編集等を行うにあたっては、日本国内における新型コロナウイルス感染拡大予防対策(ガイドライン)を踏まえ、適切な処置を講じること。  **イ　実施状況の報告について**  ○受託者は、契約締結後、毎月、本事業の実施状況（作業・スケジュール進捗がわかる資料等）を書面により大阪府に報告すること（報告様式自由）。  ○大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。  **３ 各種許可申請に係る業務**  ・許可申請書など各種申請に必要な書類を作成すること。 |

**７　成果物の提出**

　　事業終了後、令和５年３月３１日（金）までに大阪府あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

1. 実施報告書（ニーズ分析調査の結果報告を含む）

・A4サイズ１５部及びUSBメモリー等に格納のこと。

1. 業務に関して作成した全ての成果物

・作成した広報物・映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。

1. 報道実績に係る報告書

・掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWEB情報、SNS、テレビ等での

放送動画について、取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

・なお、国内外のテレビ等で放送された動画については、電子データ（USBメモリー等）で提出すること。

**８　その他**

1. 守秘義務等について

○受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、

又は第三者に提供してはならない 。

○委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速

やかにその誤りを訂正しなければならない。

1. 個人情報の取り扱いについて

○委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において

厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

○受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報

提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

○事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。

○契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提

出すること。

1. 著作物の譲渡等

○受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定す

る著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託

者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作

物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受

託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は

大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償　で使用することを許諾するものとする。

受託者が制作した動画については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

1. その他留意事項について

○大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そ

のことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及

び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

　　　○受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。

○本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、

大阪府と協議を行い、指示に従うこと。

　　　○企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。